

環境影響評価審議会への事業者の出席義務等について(1)(各自治体の状況等)

(H25年度調査結果)

自治体	条例上の義務規定	(参考) 条例における関連規定	運用上の義務規定	(参考) 条例施行規則または審議会規則等における関連規定	対応に苦慮した事例・その他	今後の義務化予定	
						条例	運用規定
札幌市	無	条例第3条第2項 「事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による事前配慮、計画段階配慮事項についての検討、 環境影響評価その他の手続を誠実に実施し 、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。」	無	審議会規則第5条 「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 審議会に事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 」	・事業者は出席を拒否。委員の質問に対する事業者回答が後日になり、審議が遅れた。 ・事業者は審議会に任意で出席したが、図書の内容説明を拒否。事務局が代わって委員に説明することになったが、専門性が高く説明のための事前の事務量が増大。	検討中	検討中
A	無	「事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による 環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し 、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めなければならない。」	無	審査会規則 「審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等並びに港湾管理者を含む。)その他関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明 その他の必要な協力を求めることができる。 」	・特になし。 <現状> ・出席義務規定等はないが、どの事業者も出席している。	なし	なし
B	無		無	審議会規則 「審議会は、必要があると認めるときは、 関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 」	・特になし	なし	なし
C	無	「事業者は、この条例の規定による事前配慮、環境影響評価、事後調査等 その他の手続が適切かつ円滑に行われるように必要な助言、勧告、情報の提供その他の措置を講ずるとともに 、環境の保全についての配慮が適正になされるように努めるものとする。」	無	条例施行規則 「会長は、必要があると認めるときは、 審査会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 」	・特になし	なし	なし
D	無		無			検討中	検討中
E	無		無	条例施行規則 「審議会は、必要があると認めるときは、 関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 」	・特になし	なし	なし
F	無	「事業者は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、その負担と責任において、この条例の規定による 環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行い 、対象事業の実施による環境への負荷をできるだけ回避し、又は低減するよう努めなければならない。」	無	条例施行規則 「 審査会は 、第51条第1項の規定による調査審議を行うため、同条第2項の規定による意見を述べるため及び前条第1項の規定による特別の事項の調査研究を行うため必要があるときは、 事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 」	・特になし	なし	なし
G	無		無		・特になし	なし	なし
H	無		無	・ 審査会 が調査審議のために必要があると認めるときは、 事業者その他関係者の意見を聴き 、又は資料の提供を求める規定あり。 ・方法書等の審査で、審査会委員の同意を得たうえで事業者に対して 1回目の審査会のみ出席と図書の内容等についての説明等を依頼。	・特になし	なし	なし

自治体	条例上の義務規定	(参考) 条例における関連規定	運用上の義務規定	(参考) 条例施行規則または審議会規則等における関連規定	対応に苦慮した事例・その他	今後の義務化予定	
						条例	運用規定
I	無		無		・特になし	なし	なし
J	無	「市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」	無	専門委員会規則 「 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 」	・特になし	なし	なし
K	無		無		・特になし	なし	なし
L	無	「市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に事業者の事業所その他の施設に立ち入らせ、その対象事業の実施の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」	無		・ 事業者に出席してもらえなかったという事例はない。 ・ 事業者に出席を求めずに審査会を開催した場合に、審査会委員から直接事業者に質問や助言が出来ず回答や対応が遅れる場合があった。	なし	なし
M	無		無	施行規則 「 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。 」 ※円滑な審議を行うため、各図書の第1回目の審査会に 事業者の出席及び図書の内容についての説明を求めている。	・特になし	なし	なし
N	無		無	規則 「 審査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 」	・特になし	なし	なし
P	無		無		・特になし	なし	なし
Q	無		無		・特になし	なし	なし
R	無	「・・・、事業者・・・は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識し、この条例の規定による環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講じられる措置等に関する手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、または低減することその他の環境保全についての配慮が適切になされるようそれぞれの立場で努めなければならない。」	無	審議会要綱 「 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、・・・の出席を要請し、その意見を聴くことができる。 」	(未調査)	(未調査)	(未調査)